

第 10 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表野球場の項中「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に改め、同表ソフトボール場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表テニスコートの項中「510円」を「570円」に、「1,120円」を「1,250円」に、「230円」を「260円」に、「500円」を「560円」に改め、同表サッカー場ラグビー場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表多目的広場Aの項中「280円」を「410円」に、「620円」を「870円」に改め、同表多目的広場B多目的広場Cの項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表弓道場の項及び相撲場の項中「130円」を「150円」に、「280円」を「320円」に改め、同表体育館の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「210円」を「240円」に、「450円」を「510円」に、「560円」を「630円」に、「1,230円」を「1,380円」に、「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に、「850円」を「950円」に、「1,850円」を「2,070円」に改め、同表運動広場の項中「210円」を「250円」に、「470円」を「540円」に、「1,260円」を「1,450円」に、「2,790円」を「3,200円」に改め、同表補助競技場の項を次のように改める。

補助競技場	専用使用	1時間につき	1,110円 2,430円
	一般使用	1日につき	60円 130円

別表第2の1の表投てき場の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「490円」に改める。

別表第2の2の表中「61,750円」を「69,290円」に、「410円」を「470円」に、「760円」を「860円」に、「610円」を「690円」に、「1,150円」を「1,280円」に、「4,750円」を「5,330円」に、「1,200円」を「1,340円」に、「133,240円」を「149,500円」に、「890円」を「1,000円」に、「1,670円」を「1,880円」に、「1,340円」

を「1,510円」に、「2,500円」を「2,810円」に、「10,430円」を「11,710円」に、「2,620円」を「2,940円」に、「399,720円」を「448,490円」に、「31,310円」を「35,130円」に、「7,830円」を「8,790円」に、「13,070円」を「14,670円」に、「10,110円」を「11,350円」に、「70円」を「80円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「150円」を「170円」に、「200円」を「230円」に、「400円」を「450円」に改める。

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 熊本県民総合運動公園陸上競技場体育施設使用料

区分		金額			
		使用者が入場料金を徴収する場合（1日につき）	使用者が入場料金を徴収しない場合		
アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の120人分に相当する額（その額が68,180円未満のときは、68,180円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	5,250円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	2,650円
				インドアフィールドのみを利用する場合1時間につき	340円
			一般使用	1日につき	170円
	一般	税込み入場料金の最高額の150人分に相当する額（その額が147,270円未満のときは、147,270円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	11,550円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	5,780円
				インドアフィールドのみを利用する場合1時	740円

			間につき	
			一般使用	1日につき 380円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	税込み入場料金の最高額の300人分に相当する額（その額が441,770円未満のときは、441,770円）	観覧席を全部使用する場合1時間につき		34,620円
		観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき		17,310円

別表第2の4の表夜間照明の項中「1,100円」を「1,560円」に、「340円」を「490円」に、「3,300円」を「4,670円」に、「110円」を「150円」に、「240円」を「280円」に、「1,420円」を「1,630円」に改め、同表本部室の項中「450円」を「510円」に改め、同表会議室の項中「290円」を「340円」に改め、同表小会議室の項中「110円」を「130円」に改め、同表研修室の項中「160円」を「190円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のように改める。

陸上競技器具	専用使用		一式1時間につき	790円
	一般使用	スターティングブロック	1台1日につき	60円
		ハードル（10台1組）	1組1日につき	100円
		走り高跳び器具	1組1日につき	210円
		棒高跳び器具	1組1日につき	210円

別表第2の5の表中「1,680円」を「1,870円」に、「6,710円」を「7,460円」に、「4,560円」を「5,070円」に、「1,320円」を「1,470円」に、「390円」を「440円」に、「160円」を「180円」に、「710円」を「790円」に、「490円」を「550円」に改める。

別表第2の6の表夜間照明の項中「5,280円」を「5,830円」に、「8,800円」を「9,720円」に、「15,740円」を「17,380円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同表大型映像装置Aの項中「7,580円」を「8,680円」に改め、同表大型映像装置Bの項中「4,620円」を「5,040円」に改め、同表場内放送器具の項中「1,660円」を「1,900円」に改め、同表写真判定装置の項中「1,050円」を「1,200円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のよ

うに改める。

陸上競技器具	専用使用		一式 1 時間につき	2, 570 円
	一般使用	スターティングブロック	1 台 1 日につき	60 円
		ハードル (10 台 1 組)	1 組 1 日につき	100 円
		走り高跳び器具	1 組 1 日につき	210 円
		棒高跳び器具	1 組 1 日につき	210 円

別表第 2 の 6 の表会議室 A の項中「560 円」を「620 円」に改め、同表会議室 B の項及び会議室 C の項中「440 円」を「490 円」に改め、同表会議室 D の項中「610 円」を「680 円」に改め、同表会議室 E の項中「490 円」を「550 円」に改め、同表会議室 F の項中「390 円」を「440 円」に改め、同表第一休憩室の項中「440 円」を「490 円」に改め、同表第二休憩室の項中「560 円」を「620 円」に改め、同表放送器具等操作室の項中「940 円」を「1,040 円」に改め、同表小放送室の項中「220 円」を「250 円」に改め、同表更衣室 A 及び更衣室 B の項中「660 円」を「720 円」に改め、同表ドーピング検査室の項中「330 円」を「360 円」に改め、同表控室 A の項及び控室 B の項中「110 円」を「120 円」に改め、同項の次に次のように加える。

トレーニング室	普通券による使用	高校生以下の者	1 人 2 時間につき	200 円
		大人	1 人 2 時間につき	440 円
	回数券による使用	高校生以下の者	1 人 2 時間 11 回分につき	1,970 円
		大人	1 人 2 時間 11 回分につき	4,330 円

別表第 2 の 7 の表中「100 円」を「140 円」に、「220 円」を「250 円」に改める。

別表第 3 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 熊本県営八代運動公園体育施設使用料

区分			金額	
			使用者が入場料金を徴収する場合 (1 日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合
野球	アマチュアス	学生	税込み入場料金の最高額の 40 人分	午前 9 時から午後 1 時まで 3,430 円
				午後 1 時から午後 5 時まで 4,230 円

場	ポーツ に使用 する場 合	一 般	に相当する額（そ の額が 1 6 , 3 9 0 円未満のときは、 1 6 , 3 9 0 円）	上記の時間の区分にかかわらず、時間単位で 使用する場合 1 時間につき 1 , 2 5 0 円		
				ブルペンのみ使用する場合 一室 1 時間につき 1 6 0 円		
			税込み入場料金の 最高額の 5 0 人分 に相当する額（そ の額が 2 5 , 8 9 0 円未満のときは、 2 5 , 8 9 0 円）	使用日	平日	土曜・日曜・ 国民の祝日に 関する法律第 3 条に規定す る休日
				使用時間		
				午前 9 時から 午後 1 時まで	4 , 4 1 0 円	5 , 2 9 0 円
				午後 1 時から 午後 5 時まで	5 , 6 6 0 円	6 , 5 5 0 円
				上記の時間の 区分にかかわ らず、時間単 位で使用する 場合 1 時間 につき	1 , 7 6 0 円	2 , 0 1 0 円
				ブルペンのみ 使用する場合 一室 1 時間に つき	3 2 0 円	3 2 0 円
			アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の 最高額の 1 0 0 人 分に相当する額（ その額が 7 6 , 8 7 0 円未満のとき は、7 6 , 8 7 0 円）		
				1 時間につき 1 0 , 2 6 0 円		
陸 上 競 技	アマチ ュアス ポーツ に使用	学 生	税込み入場料金の 最高額の 1 0 人分 に相当する額（そ の額が 1 4 , 7 9	専用使用	全部 1 時間に つき	1 , 1 4 0 円
					フィールド（ 競争走路に囲	4 6 0 円

場	する場合		0円未満のときは、 14,790円)		まれた部分を いう。以下同 じ。) 1時間 につき	
				一般使用	1日につき	60円
		一 般	税込み入場料金の 最高額の20人分 に相当する額（そ の額が32,54 0円未満のときは、 32,540円)	専用使用	全部1時間につ き	2,500円
					フィールド1 時間につき	1,000円
			一般使用	1日につき	130円	
	アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の 最高額の30人分 に相当する額（そ の額が97,73 0円未満のときは、 97,730円)	全部1時間につき		7,520円	
			フィールド1時間につき		3,000円	
多目的広場				1時間につき		360円 750円

別表第3の2の表中「250円」を「290円」に、「570円」を「640円」に、「660円」を「760円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「260円」に、「200円」を「240円」に、「450円」を「510円」に改める。

別表第3の3の表中「330,000円」を「372,970円」に、「80,300円」を「90,760円」に、「27,500円」を「31,090円」に、「13,000円」を「14,700円」に、「18,700円」を「21,140円」に、「9,000円」を「10,180円」に、「14,300円」を「16,170円」に、「7,000円」を「7,920円」に、「9,900円」を「11,190円」に、「5,000円」を「5,660円」に改める。

別表第3の4の表場内放送器具の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に改め、同表本部室の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「500円」に改め、同表放送室の項中「150円」を「170円」に、「340円」を「390円」に改め、同項の次に次のように加える。

陸上競技器具	専用使用		一式１時間につき	７９０円
	一般使用	スターティングブロック	１台１日につき	６０円
		ハードル（１０台１組）	１組１日につき	１００円
		走り高跳び器具	１組１日につき	２１０円
		棒高跳び器具	１組１日につき	２１０円

別表第４の１の表テニスコートの項中「２３０円」を「２６０円」に、「５００円」を「５６０円」に改め、同表多目的広場の項中「５０円」を「６０円」に、「１００円」を「１２０円」に、「２００円」を「２３０円」に、「１２０円」を「１４０円」に、「２４０円」を「２８０円」に改め、同表グラウンド・ゴルフ場の項中「５００円」を「５７０円」に、「１，１００円」を「１，２５０円」に、「２００円」を「２３０円」に、「４４０円」を「５００円」に改める。

別表第４の２の表中「１１，２２０円」を「１２，５１０円」に、「１，０２０円」を「１，１４０円」に、「４００円」を「４６０円」に、「５０円」を「６０円」に、「２４，６６０円」を「２７，５００円」に、「２，２４０円」を「２，５００円」に、「８９０円」を「１，０００円」に、「１１０円」を「１３０円」に、「７４，２１０円」を「８２，７５０円」に、「６，７４０円」を「７，５２０円」に、「２，６９０円」を「３，０００円」に改める。

別表第４の３の表中「３４０円」を「４９０円」に、「１，８００円」を「２，０１０円」に、「１，４４０円」を「１，６１０円」に改める。

別表第４の４の表中「５７０円」を「６４０円」に、「１，１３０円」を「１，２６０円」に、「７１０円」を「７９０円」に改める。

附 則

- この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- 改正後の別表第２、別表第３及び別表第４の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

都市公園の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。